



答 申 第 1 7 号

平成14年11月21日

大 阪 府 知 事
太 田 房 江 様

大阪府環境審議
会 長 南



鉛及びその化合物の排水基準の改正について（答申）

平成14年11月21日付け循環第785号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった鉛及びその化合物の排水基準の改正については、諮問で示された改正案を適当と認めます。

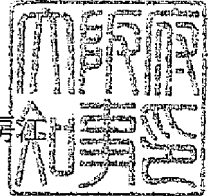


循環第785号

平成14年11月21日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江



鉛及びその化合物の排水基準の改正について（諮問）

鉛及びその化合物の排水基準を下記のとおり改正することについて、
貴審議会の意見を求めます。

記

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）により上水道水源地域に適用する鉛及びその化合物の排水基準を、現行の「1リットルにつき鉛0.05ミリグラム」から「1リットルにつき鉛0.01ミリグラム」に改正する。

(説明)

1 上水道水源地域に適用する有害物質の排水基準

今回の改正は、鉛及びその化合物（以下「鉛」という。）の水道水質基準が平成14年3月27日に改正され、平成15年4月1日から適用されることに伴い、有害物質の鉛について、上水道水源地域に適用する排水基準を改正するものです。

大阪府では、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」により、上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、有害物質について、原則として水質汚濁防止法に定める一律排水基準の十分の一の値（環境基準値）を上乗せ排水基準として、水質汚濁防止法で定める特定事業場に適用しています。

また、特定事業場の他、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で定める届出事業場に対して、同条例により上乗せ排水基準と同じ基準を上水道水源地域に適用しています。

2 鉛の水道水質基準と上水道水源地域に適用する鉛の排水基準

現行の、上水道水源地域に適用する鉛の排水基準は0.05mg/Lであり、水質汚濁防止法の一律排水基準が改正されたことに伴い、平成6年10月に改正されたものです。この排水基準は、環境基準値の0.01mg/Lではなく、大阪府公害対策審議会の答申により「鉛については水道水質基準の0.05mg/Lとすることが適当である」とされたことに基づいて改正されたものです。




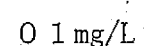
3 上水道水源地域に適用する鉛の排水基準の改正

鉛の水道水質基準は、平成4年12月に0.05mg/Lに改正されていますが、その際に概ね10年後の長期目標値が0.01mg/Lに設定されたことを受け、平成14年3月27日に0.01mg/Lに改正されました。

これにより水道水質基準が環境基準と同じ値となったことから、上水道水源地域においては、有害物質について、原則として水質汚濁防止法に定める一律排水基準の十分の一の値（環境基準値）を上乗せ排水基準として適用するという考え方に基づいて、上水道水源地域に適用する鉛の排水基準を、現行の0.05mg/Lから、0.01mg/Lに改正する必要があると考えます。

なお、上水道水源地域に所在している、鉛を使用する工場及び事業場等の排出実態を検討したところ、排出水に含まれる鉛の測定結果はいずれも0.01mg/L以下を満足しています。

鉛の排水基準等

水質環境基準 (環境基本法)	一律排水基準 (水質汚濁防止法)	上水道水源地域に 適用する排水基準 (上乗せ条例等*)	水道水質基準 (水道法)
0.01mg/L以下 (H.5年3月改正)	0.1mg/L以下 (H.5年12月改正)	0.05mg/L以下 (H.6年10月改正)   0.01mg/L以下 (改正案)	0.05mg/L以下 (H.4年12月改正)   0.01mg/L以下 (H.14年3月改正) (H.15年4月適用)

* 「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」